

令和6年度「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」の策定について

1 計画の位置付け

「宮城県グリーン購入の推進に関する計画」（以下、「推進計画」という。）は、「グリーン購入促進条例」（平成18年条例第22号）第11条の規定により、環境に配慮した物品等の調達を組織的に行うための具体的な計画として、毎年度策定している。

2 推進計画策定に係る基本的な考え方

令和6年度推進計画の策定に当たっては、例年同様、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）に基づく国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月閣議決定）で規定された特定調達品目及び「判断の基準」を原則として準用する。また、特定調達品目に該当する宮城県グリーン製品については、国の基本方針に基づく「判断の基準」によらず、県としての判断の基準を満たすこととする。

なお、本県の実態等を踏まえ、明らかに使用の見込がない品目や他計画で既に取り組んでいるもの他、庁内意見を参考に除外すべきと判断される品目については、対象から除外する。

3 調達目標の設定について

推進計画は県の全機関を対象としており、地域によっては該当する製品の調達が難しい場合がある。また、事業の内容や特性により、環境配慮型製品が使用できない場合もあることから、原則として目標の設定が可能な品目は、調達目標を90%とする。ただし、コピー用紙については、比較的環境配慮型製品が調達しやすい物品であることから、調達目標を99%とする。

なお、「役務」及び「公共工事」の分野については、業務への影響等を考慮し、推進計画における「判断の基準」は努力事項として仕様書等に記載をすることとする。

○仕様書等における記載例

「宮城県グリーン購入の推進に関する計画に規定する判断の基準を満たすよう努めること。」

4 特定調達物品の品目の追加・削除等について

令和6年度推進計画における特定調達物品については、物品等調達の実態を踏まえ、次のとおり1品目を追加する。

令和5年度：22分類 286品目	⇒	令和6年度：22分類 287品目
------------------	---	------------------

○追加するもの

分類	品目名
12 自動車等	2 サイクルエンジン油

5 判断の基準等の主な変更について

国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和5年12月閣議決定）に基づく変更と同様。判断基準の詳細については、国の基本方針を参照願います。

(1) 物品関係

分類	品目名	変更内容
1 紙類	塗工されていない印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等。白色度は、古紙パルプとバージンパルプの配合率に応じた基準値に基づき最大15点を加点する変更。 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
	塗工されている印刷用紙	<ul style="list-style-type: none"> 総合評価値を80以上に変更し、評価値、指標値、加算値を見直し（古紙パルプ配合率の最低保証の撤廃、「管理木材パルプ」を新たに区分し重みづけを0.75に設定等）。 配慮事項に総合評価値がより高いものであることを追加。
2 文具類	共通	<ul style="list-style-type: none"> 大部分の材料が金属類の製品に係る経過措置の終了。
	布粘着テープ（プラスチック製クロステープを含む。）	<ul style="list-style-type: none"> ラミネート層の扱いについて修正。
	ノート	<ul style="list-style-type: none"> 塗工されている印刷用紙の判断の基準の見直しに伴う変更。
4 画像機器等	コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機	<ul style="list-style-type: none"> 判断の基準の基準値1として、「定量的環境情報が開示されていること」に係る1年間の経過措置を終了。
	プロジェクタ	<ul style="list-style-type: none"> エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加。 対象範囲の拡大（5,000ルーメン以上の製品を追加）。 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加等。
6 オフィス機器等	シュレッダー	<ul style="list-style-type: none"> エコマーク基準を満たすこと又は同等のものであることを判断の基準の選択肢として追加。 特定の化学物質の使用の制限を配慮事項から判断の基準に格上げ。 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加。
	電子式卓上計算機	<ul style="list-style-type: none"> バイオマスプラスチックに係る判断の基準を追加。
8 家電製品	電気便座	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更するとともに、1年間の経過措置を設定。
10 温水器等	ヒートポンプ式電気給湯器	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更。 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加。
	ガス温水機器	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更。 ハイブリッド給湯器を対象に追加。 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加。
	石油温水機器	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費効率に係る判断の基準を変更。 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加。
	ガス調理機器	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」を追加。
11 照明	LEDを光源とした内照式表示灯	<ul style="list-style-type: none"> 配慮事項に「定量的環境情報が開示されていること」及び「ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること」を追加。

12 自動車等	乗用車	<ul style="list-style-type: none"> 燃費基準値の変更（ハイブリッド自動車は 2030 年度基準 70%達成レベルへ引き上げ）。 カーエアコン冷媒に係る配慮事項（GWP150 以下）を判断の基準に格上げするとともに、2026 年度（令和 8 年度）末までの経過措置を設定。
	小型貨物車	<ul style="list-style-type: none"> 燃費基準値の変更（2022 年度基準 90%達成レベルへ引き上げ）。
22 公共工事	断熱サッシ・ドア	<ul style="list-style-type: none"> 「エネルギー使用の合理化等に関する法律施行令」の名称改正に伴い、配慮事項を見直し。
	自動水栓	<ul style="list-style-type: none"> 工業会からいただいた意見を踏まえ、節水効果の向上を図るため、判断の基準等を見直し。

(2) 役務関係

分類	品目名	変更内容
21 役務	印刷	<ul style="list-style-type: none"> 印刷用紙の判断の基準等を見直しに伴う変更。
	食堂	<ul style="list-style-type: none"> 食器は可能な限り修繕、再生利用が行われることを配慮事項に追加。
	印刷機能等提供業務	<ul style="list-style-type: none"> コピー機等の定量的環境情報開示に係る経過措置の終了に伴う修正。